

一般社団法人三木市観光協会 レンタサイクル利用規約

このレンタサイクルは、一般社団法人三木市観光協会（以下：協会）が運営しています。

この利用規約は、お客様（以下：利用者）がレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。

ご利用にあたっては、この規約を承諾・遵守いただき、お楽しみください。

1. 利用申込み

- ・利用日の1週間前から予約受付を開始します。
- ・電話予約
- ・協会窓口で申し込み

2. 利用方法

- ・利用当日、利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、学生証など）の提示をお願いします。
- ・申込書に虚偽の記載をされた場合は、利用をお断りすることがあります。
- ・緊急連絡先の確認（スマートフォン、携帯電話で着信の確認をすることがあります。）

3. 利用料金

- ・3時間 600円（税込）
- ・1日 1,000円（税込）

4. 利用時間

- ・9:00～16:00
- ・必ず、利用時間内に三木市観光協会に返却してください。返却時間を超えても返却されない場合は、延滞料金（1,000円）をいただきます。
- ・3時間利用の際、利用時間内に返却されない場合は、1日利用とみなし、利用料金の差額を徴収させていただきます。
- ・貸出・返却は1日ごとで、日を連続しての貸出はできません。
協会の休館日は利用できません。

5. キャンセル

- ・当日のキャンセルも可能です。キャンセル時は、必ず連絡をしてください。

6. 利用範囲

- ・レンタサイクルの利用範囲は、三木市内に限ります。
- ・三木駅を中心に概ね半径5km圏内（別紙地図の範囲）に限る。

7. 利用注意点（厳守事項）

- ・交通法規を厳守し、交通事故にはくれぐれも注意し、安全運転を心掛けてください。
- ・自転車を離れる際は、必ず施錠してください。また、道路上に自転車を放置し、通行の支障にならないようにしてください。

8. 故障・破損

- ・利用時間中に自転車の故障・破損があった場合は、速やかに協会にご連絡ください。
- ・利用者に起因する自転車の故障・破損については、その修理に要した費用を利用者が実費負担するものとします。
- ・利用者に起因する自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、一切の責任を負いません。

9. 盗難・紛失

- ・利用時間中に自転車の盗難・紛失があった場合は、速やかに協会にご連絡ください。
- ・無施錠のまま放置した等、利用者に起因する盗難・紛失の場合は、実費を利用者に負担していただきます。鍵・ヘルメットの紛失・破損等についても同様とします。
- ・利用時間中に遭遇された、第三者による盗難・紛失等により利用者に損害等が発生した場合において、協会は一切の責任を負いません。

10. 事故

- ・利用時間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定めた処置をとるとともに、協会に事故発生時の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。
- ・なお、利用時間中の事故については、協会は一切の責任を負いません。

11. 保険

- ・「三木市観光協会レンタサイクル」では、保険会社との間でレンタサイクル賠償保険を契約していますが、ご自身でも自転車賠償保険等の加入をご確認の上、ご利用ください。

12. 禁止事項

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車又は付属品の改造等現状の変更
- (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為

- (6)利用申込者以外の者に使用させること。
- (7)自転車を譲渡、質入れなどの処分にする事。
- (8)公序良俗に違反する利用

13. 規約の変更

- ・当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は、予告なく変更することがありますので、ご了承ください。

14. 個人情報

- ・利用者の個人情報は、当レンタサイクル業務及び観光協会の事業活動・PR に関する分析・統計以外の目的には使用いたしません。

15. その他

- ・メンテナンス等安全点検・その他の事情により、事前に告知することなく自転車の貸出しを中止する場合があります。
- 自転車の数に限りがあり、貸出しにより利用できない場合があります。